

第1編 総論

第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

区（中野区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第5編 復旧等

資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問のうえ、東京都知事（以下「都知事」という。）の協議を経て、中野区議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、隣接区等並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、地域防災住民組織、消防団の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者及び要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

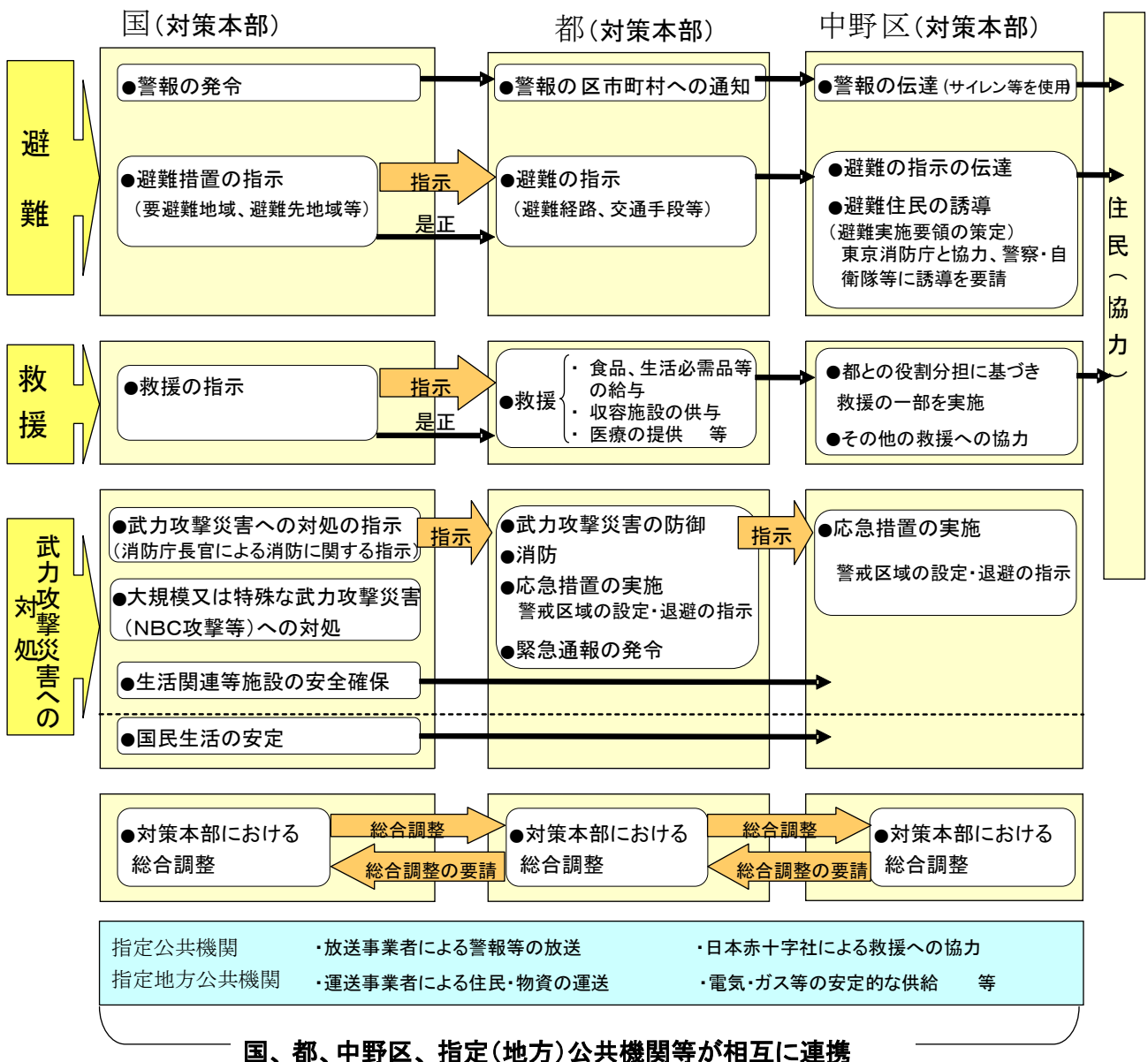
(9) 外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 区・都及び関係機関の業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護に関する業務の全体像



○区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
中野区	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○都の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の業務大綱

[資料編参照]

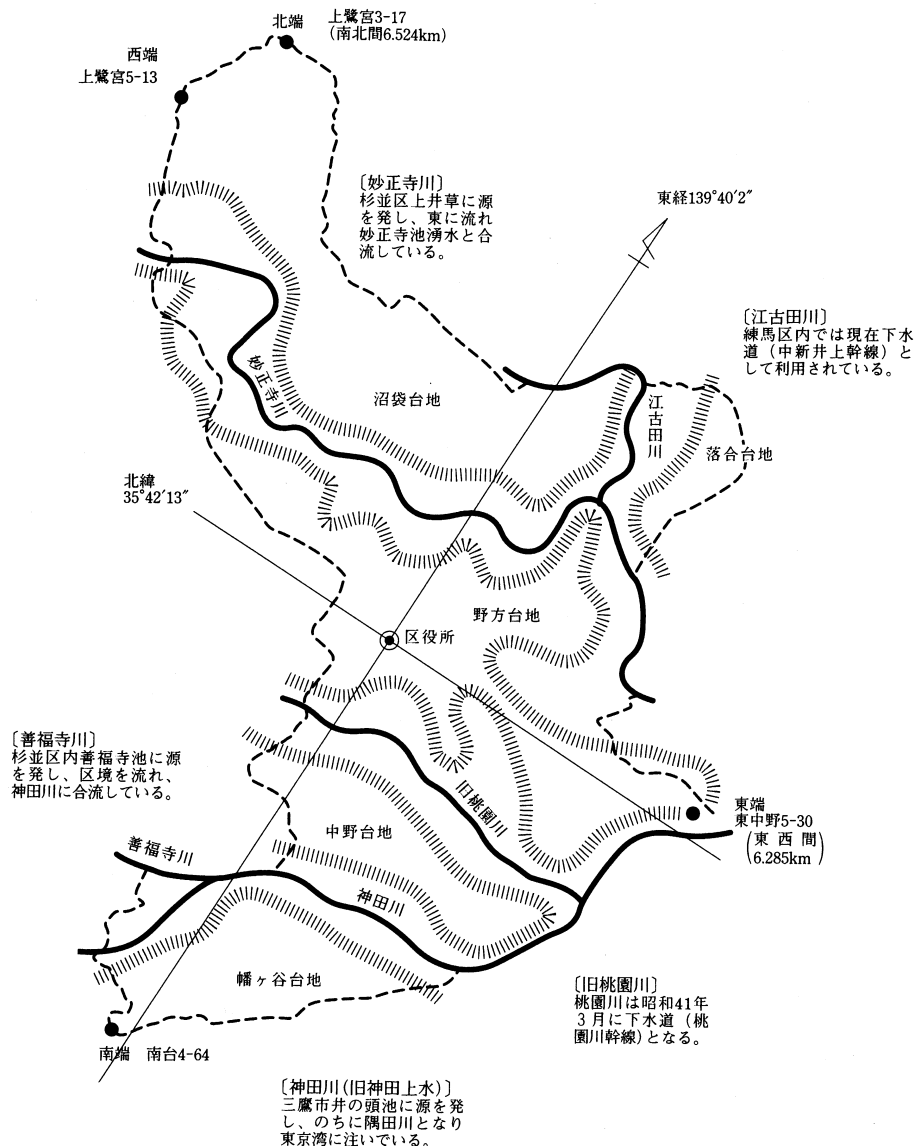
第4章 中野区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置と地形

区は、東京都の西北方地区の中央部に位置し、東は新宿区、豊島区、西は杉並区、南は渋谷区、北は練馬区に接し、その距離は東西6.285km、南北6.524kmに及ぶ地域を占め、面積15.59km²である。

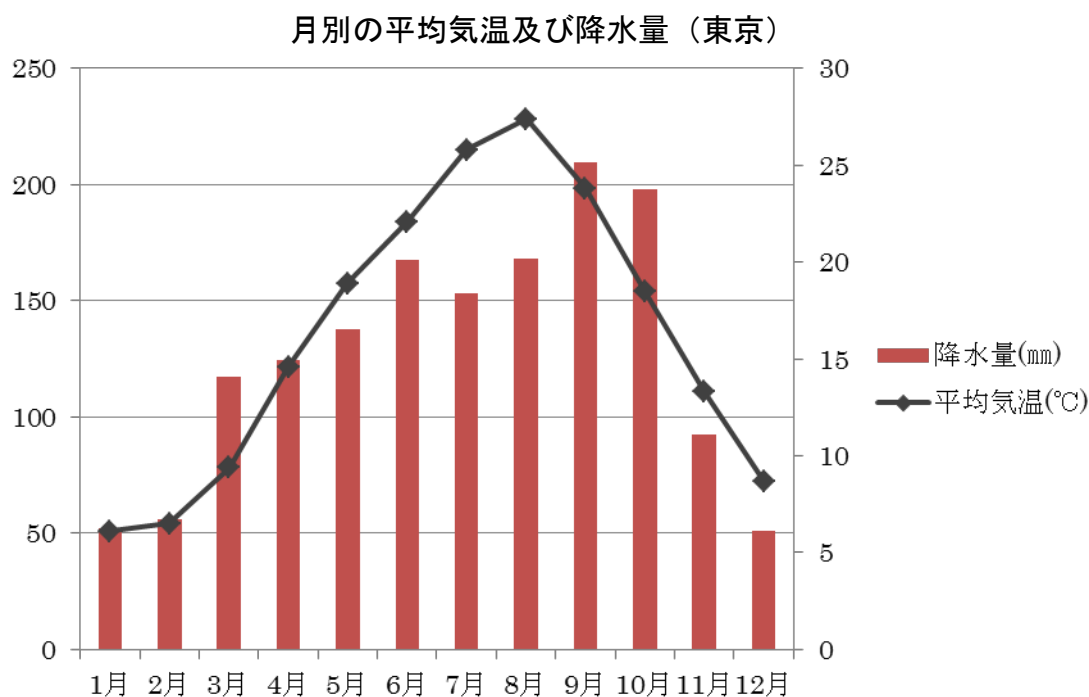
中野区には、沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の5つの台地がある。その台地の間を江古田川、妙正寺川、旧桃園川、神田川、善福寺川の5つの川が流れている。これらの川は神田川と合流し、さらに下流で隅田川に流れ込み、東京湾に注いでいる。標高は、台地面で約40mのところが多く、神田川の流域などでは30m以下となっている。



(2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。

気温は、年平均16度で、近年は区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。



※気象庁観測資料（1981年～2010年の30年間での平均値）

(3) 人口と世帯（平成 22 年国勢調査結果参照）

中野区の人口は314,570人、世帯数は184,267世帯で、23区中中位である。人口密度は1平方キロメートルあたり20,189人で23区中2位である。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1平方キロメートルあたり3万人を超える地区もある。

中野区の人口構成を年代別にみると、20歳代が多く、人口の17.5%を占めている。23区平均の20歳代の占める割合が13.4%であることから、中野区は20歳代人口が比較的多い区といえる。また、65歳以上の人占める割合は19.6%であり、23区平均19.8%とほぼ同等となっている。

中野区の昼間人口は289,176人、夜間人口は314,750人で昼間人口が少なくなっている。これは、中野区が都心に近く、交通の便がよいなど、都心への通勤、通学者の住宅地となっている理由があげられる。世帯構成をみると、単身世帯が全世帯数の60.1%を占め平成17年度調査から3ポイント増加し、5人以上の世帯は減少し、全世帯数の1.9%に過ぎない。また、夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子どもからなる核家族世帯は、一般世帯の34.6%を占めている。

(平成27年1月 1 日住民基本台帳人口)

町	世帯数	男	女	人 員
南台	11,185	9,719	9,726	19,445
弥生町	13,222	10,774	10,889	21,663
本町	18,105	14,013	14,280	28,293
中央	17,767	14,196	13,903	28,099
東中野	13,607	10,746	10,898	21,644
中野	16,264	13,404	12,448	25,852
上高田	12,321	10,303	9,517	19,820
新井	11,066	9,184	8,506	17,690
沼袋	8,494	6,949	6,631	13,580
松が丘	3,751	3,278	3,078	6,356
江原町	5,012	4,433	4,508	8,941
江古田	6,572	5,720	5,879	11,599
丸山	2,721	2,483	2,499	4,982
野方	12,457	10,409	10,071	20,480
大和町	9,476	8,019	7,269	15,288
若宮	7,450	6,271	6,229	12,500
白鷺	5,783	5,254	5,723	10,977
鷺宮	8,958	7,976	8,261	16,237
上鷺宮	6,455	6,338	6,841	13,179
合 計	190,666	159,469	157,156	316,625

(4) 交通、道路等

区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するＪＲ中央線が中枢をなし、これと平行して南に東京メトロ丸ノ内線、北には西武新宿線が走り、東京メトロ東西線は中野駅に相互乗り入れをしている。また、平成９年に都営地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、ＪＲ中央線の東中野駅、東京メトロ丸ノ内線の中野坂上駅とで接続するなど新たな交通ネットワークの形成が図られた。

一方、バス路線は京王、関東、都営、西武、国際興業の５社が主に南北方向を運行しているが、交通渋滞等の影響を受け、定時性の確保が難しくなっている。このようなことから、簡便に利用できる自転車やバイクの利用者が増加し、放置自転車などの問題が生じている。また、平成17年から区のコミュニティバス「なかのん（愛称）」の運行を開始し、区内北西部の交通網の充実を図った。

区内の幹線道路は、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通りなどが東西に、環状６号線（山手通り）、環状７号線、中野通りなどが南北に走り、中野区の重要な交通を担っており、山手通りの地下には、首都高速道路中央環状線山手通りが平成22年3月に開通した。しかし、幹線道路を補完する道路の整備が遅れており、また、狭あいな生活道路が入り組んでいる地域が多く、防災安全上の課題を抱えている。

(5) 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

(6) その他

武力攻撃目標やテロの標的となる地域や施設を想定したとき、直接的に区内において武力攻撃災害を受ける可能性は低いが、東京都庁をはじめとした高層ビル群、大規模ターミナル駅・集客施設・繁華街を抱える複数区と接する地勢により、事態発生の際には、多数の避難住民等の通過及び受け入れ地域となることが想定される。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

*N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

- 区国民保護計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ）への対処を重視する。
- なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。サイバーテロは、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急処理事態に発展するおそれもあることから、関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

1 武力攻撃事態

区国民保護計画においては、武力攻撃事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

^(*) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

事態類型	特徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候

	<p>の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接攻撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>4 航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

2 緊急対処事態

区国民保護計画においては、緊急対処事態^(**)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事 態 類 型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 (都内には原子力事業所等は存在しない。) ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 (都内には石油コンビナートは存在しない。) ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害の(水害)は多大なものとなる。
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を生じさせる。
4 交通機関を破壊手段とした攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

^(**) 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

種 別	特 徴
<p>■核兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
<p>■ 生物兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
<p>■化学兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

4 緊急対処事態に関する読み替え

区国民保護計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次のとおり読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・国際人道法に関する規定
- ・赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定